

京都薬科大学における障がい学生の支援に関する基本指針

2019 年 3 月 8 日決定

京都薬科大学（以下「本学」という。）は、本学の学生（入学志願者を含む。以下同じ。）が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、ともに学びあうキャンパス環境の実現に向け、障がい学生の修学を支援するための基本的な指針を、以下のとおり定める。

1. 定義

- (1) この指針において障がい学生とは、本学の学生であって、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号。以下同じ。）第 2 条第 1 号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）である学生をいう。
- (2) この指針において社会的障壁とは、「障害者基本法」第 2 条第 2 号に規定する社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のもの）をいう。
- (3) この指針において合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」（2014 年 1 月 20 日公布。日本政府公定約）第 2 条に規定（障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの）されたものをいう。

2. 基本理念

- (1) 本学は、障害者基本法の理念に則り、障がい学生が、障がいのない学生と等しく教育研究その他あらゆる活動に参加でき、学生生活を快適に過ごせる環境を確保するとともに、学内から障がいを理由とする差別の解消に努める。
- (2) 本学は、障がい学生及びその保証人から、現に社会的障壁の除去を必要とする旨の相談等があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がい学生の権利利益を侵害することにならないよう留意のうえ、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的配慮に努める。
- (3) 本学は、障がい学生が自立し、社会で活躍するために、当該障がい学生の個別の諸事情に応じた支援を積極的に行う。

3. 支援方針

- (1) 本学の全ての職員、学生その他の関係者は、連携・協力して障がい学生に対する平等な支援を実施する。
- (2) 支援の内容、方法等については、当該障がい学生との話し合いを重ね、その意思を尊重しつつ合意を図りながら検討、調整及び実施する。

- (3) 教育研究に関する支援については、本学の教育目的、内容、評価等の本質に社会的障壁がないかを確認のうえ、その本質を変えない範囲において柔軟に調整する。
- (4) 合理的配慮、支援の内容、方法等については、障がいの状態、学内外の環境等の変化に応じて、適宜見直しを行う。

4. 支援及び相談体制

- (1) 本学は、本学の全ての組織及び職員が連携・協力して障がい学生に対する支援を実施することとし、障がい学生（入学志願者を含む。）及びその保証人等からの総合相談窓口を、次のとおり設定する。

- ① 入学志願者及びその保護者からの相談窓口 入試課
- ② 学生及びその保証人からの相談窓口 学生課

- (2) 内容に応じた具体的支援等の相談については、次の部署で対応する。

- ① 入学志願者からの相談 入試課
- ② 入学後の修学についての相談 教務課
- ③ 卒業後の進路についての相談 進路支援課
- ④ 学生生活全般についての相談 学生課

5. 情報公開

本学は、障がい学生に対し、修学支援の基本理念、支援方針、支援及び相談体制等についての情報提供に努める。

6. 職員への研修・啓発

本学は、障がいを理由とする差別の解消及び修学支援を推進するため、職員に対し必要な研修及び啓発を行う。

以上